

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 四 十 三 卷

昭和十一年九月一日發行

論 叢

不動産取得税に就きて……………法學博士神戸正雄

金融の實質的及び表見的の緩漫と逼迫……………經濟學博士小島昌太郎

漁業組合制度論……………經濟學博士蜷川虎三

時 論

電氣官營に就て……………經濟學博士作田莊一

家屋税移管問題……………經濟學博士沙見三郎

研 究

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士白杉庄一郎

獨逸大銀行と工業の集中運動……………經濟學士田杉 競

講 演

國際資源の再分配問題……………文學士高原 操

說 苑

獨逸國新電力政策に就いて……………經濟學士大塚 一朗

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

金融の實質的及び表見的の緩漫と逼迫

小島 昌 太 郎

序

金融の緩漫逼迫といふことにも、實質的に然る場合と、單に表見的に然るに止まる場合とがある。この二つは、その様相に於ては異なる所なきも、眞實に於ては全く異なるものであるから、金融の動態を研究するについては、明確に相互の區別を認識しなければならぬ。

元來、金融の緩漫とは、資金の供給が需要に超過するの状態であり、逼迫とは、その需要が供給に超過するの状態である。資金の供給及び需要なるものは、今日に於ては、各種の金融機關によりて行はれて居るけれども、主として、普通銀行を中心として行はれるのである。すなはち、各種の方面よりの資金の供給、また各種の金融機關による所の資金の供給は、概ね、普通銀行に對する預金の預け入れ、または借受金の返済（銀行より言へば、貸出の回收）として表はれ、また社會各方面よりの資金の需要は、預金の引出若しくは貸出の請求として表はれるのである。

それゆゑに、金融の緩漫若しくは逼迫といふことは、もとより、金融界一般の状態に關することであるけれども、その經路として、またはその表はれとしては、普通銀行の各々に於ける手許

資金(現金及び日本銀行への預け金)の増減となつて、吾々の目につくのである。従つて、普通銀行が一般的傾向として、預金の増加により若くは貸出返済の受入により、その手許資金が潤澤となる場合には、金融は緩漫となりつゝあるものと見られ、これと反對に預金の引出の増加若しくは貸出の増加により、手許資金が窮蹙となる場合には、金融は逼迫しつゝあるものと見られる。

いま、金融が實質的に緩漫若しくは逼迫となる場合といふは、普通銀行の手許資金が、積極的に豊富となり、若しくは、窮蹙となる場合のことであり、金融が表見的に緩漫若しくは逼迫する場合といふは、預金の引出があり貸出の許容があるに拘はらず、普通銀行の手許資金が減少せずして餘剰の状態のまゝにあり、また、預金の預け入れ若しくは貸出の回收があるに拘はらず、手許資金が増加せずして、窮蹙の状態を繼續する場合のことである。ゆゑに、前者は、金融の絶對的緩漫逼迫といふことが出來、後者は、相對的の緩漫逼迫といふことが出来る。

第一 實質的なる緩漫と逼迫

一 銀行に於ける手許資金の増減

金融の緩漫逼迫といふことは、前に述ぶるが如く、普通銀行の手許資金の増減となつて表はれて來る。従つて、この手許資金の増減といふことは、金融の緩漫逼迫を研究するの目標的題目と看做し得るのである。果して然りとすれば、金融の實質的緩漫逼迫は如何にして生ずるかといふ

問題は、これを他方より言へば、普通銀行への預金としての預け入れ資金は、如何にして生ずるものであるか、また貸出(借受金)の返済資金は如何にして生ずるものであるかといふこと、及び、預金の引出は如何にして生ずるものであるか、また貸出の要求は如何にして起るものであるかといふ問題に轉換することが出来る。

預金としての預け入れ、若しくは貸出(借受金)の返済は、預金者または返済者が、他人より資金の支拂を受けることによつて可能となるものであり、預金の引出若しくは貸出の要求は、他人に支拂をなすために必要となるものである。然るに、かくの如くに、支拂に充てらるゝ資金が、支拂人によつて銀行より受出され、それが、そのまゝ、受領者によつて銀行に提供せらるゝものであるならば、銀行の手許資金は、全體として、何等の増減を來すことゝならない。その事情は、前號に於て、資金需要供給の金融緩漫逼迫に於ける中立性として述べたる所である。

ゆゑに、いま、預金の預け入れ、若しくは貸出に對する返済として、銀行に受け入れらるゝ資金が、その手許資金を、銀行全體としての觀點に於て、増加する場合といふは、その資金が、他方に於て、いづれかの銀行より受け出されたものであつてはならない。すなはち、どの銀行からも受出されたものでない所の資金が、預け入れられ若しくは返済に充てられるのでなければならぬ。かくてこそ、初めて、銀行の手許資金は増加するのである。手許資金減少の場合は、正にこれと反對の事情によるのであるが、そのことは後に譲ることゝして、然らば、どの銀行からも

受出されずして、銀行に預け入れられ、または、銀行に返濟せられる資金なるものは、一體、いづくから生ずるのであるか。

二 金の預金化

銀行に預け入れられ、または返濟せられる資金は、現金を以てせられるか、手形小切手を以てせられるかのいづれかである。先づ現金について考察するに、その中でも補助貨幣や銀行券は、今日の我が國の制度に於ては、預金の引出として流通界に出て來るか、然らざれば貸出されて出て來るのである。従つてそのときに手許資金を減少するのであるから、それが預け入れられたればとて、銀行全般としての手許資金を恢復するだけで、これを増加することゝはならない。

然るに、現金の中でも、本位貨幣、我が國に於て言へば、金貨だけは、預金の引出や銀行の貸出に基かすとも、流通界に出て來ることが出来る。尤も、金貨といつても、政府所有の金を鑄造して日本銀行に預け入れたもの、または日本銀行所有の金を以て、鑄造したものは、日本銀行から出るについては、たとひ金貨兌換の方法によるにしても、普通銀行に於ける預金の引出または貸出を伴ふを常とする。併しながら、貨幣としての金貨は、政府や日本銀行でなくとも、苟も金の所有者であるならば、誰でも一定の法的手續を以てすれば、これを創造することが出来るのである。すなはち、我が貨幣法第十四條には、《金地金ヲ輸納シ、金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ、

政府ハ其ノ請求ニ應スヘシ」と規定して居る。この金貨委託鑄造自由の制度の下に於て、金の所有者ならば誰でも、造幣局に委託して、金貨を鑄造して貰ふことが出来るのである。すなはち、金を採掘し、精煉し若しくは海外より輸入したるもの、またはこれを譲受けて所持するものは、それを金貨に鑄造して貰ふことが出来るのである。

かやうにして、創造せられた金貨を銀行に預金するか、または、借入金金の返済として銀行に支拂ふときは、それは、銀行以外から出て來た資金であるから、預け入を受け若しくは返済を受けた當該銀行の手許資金を、實質的に増加することとなり、惹いて、銀行一般の手許資金を、それだけ豊富ならしめ、その結果、金融を實質的に緩漫ならしめるのである。——現金を以て預け入れられ、または返済せられる資金が、銀行の手許資金の増加を實質的に齎らすのは、この委託鑄造を受けたる金貨の預け入れの場合に限る。併し、今日、我が國の事情は、金の値段に大なる變化を生ぜしめたから、この委託鑄造にかゝる金貨を以てする所の銀行手許資金の増加は、全くこれを見ることは出来ない。

次に、手形小切手を以て、銀行に預け入れられ、または、貸出の返済に充てられたる場合は、一般に、銀行の手許資金を増加することゝはならない。何となれば、手形小切手を以てする支拂は、その振出人の銀行預金が、それによつて引出されるか、然らざれば銀行よりの貸出が、この方法によつて支拂はれたものに外ならないからである。すなはち、手形小切手による銀行の資金

受入れは、他方にそれと同額の拂出があるから、手許資金の増加とはならない。——この點は、前號に於て、資金の需要供給の中立性として述べたる所である。

三 金の賣却代金の預金化

然るに、こゝに、手形小切手を以てする銀行の受入であつて、その手許資金を實質的に増加するものが三つある。その一つは、金の買上げ代金として日本銀行より振出されたるそれであり、その二は、外國貨幣若しくは外國爲替の買入代金として横濱正金銀行より振出されたるそれであり、その三は、政府の支拂として振出されたるそれである。

前に述べたる如く、金の所有者は、造幣局に委託することによつて、それを金貨に鑄造して貰ふことが出来る。併し、その場合に於ては、貨幣法の規定に従ひ、七百五十ミリグラムの金が、一圓である。然るに、今日、日本銀行は金一匁を十三圓十二錢五厘（七百五十ミリグラム二圓六十二錢五厘）で買上げる。それがため、金の所有者は、金貨に鑄造をして貰ふよりも、それを買上げて貰ふことゝなる。直接に買上げて貰ふ便宜のないものは、間接に買上げて貰ふ。この場合に、日本銀行は、買上げ代金を自行宛の小切手を以て支拂ふのである。

この場合に、金の賣却者は、その小切手を自分の取引銀行に預け入れる。これは、その銀行に於て、日本銀行への預け金となり、それだけ手許資金を實質的に増加することゝなる。この金の

賣却手取金たる資金は、如何なる銀行からも、預金の引出として取出されたものでなく、また貸出として受け出されたものでもない。金そのものによつて生じた資金である。日本銀行が假に、小切手を以て支拂はずに、日本銀行兌換券を以て支拂つたとしても、この巨額の兌換券は、直ちに、受取人によつて銀行に預け入れられるから、結果に於ては、小切手の場合と同一である。

四 外貨資金の預金化

外國貨幣及び外國爲替等の外貨を以て表示せられたる資金を有するものが、それを國內に於て使用するには、内國貨たる圓を以て表示せられたる資金としなければならぬ。すなはち、これを爲替銀行に賣却して、その手取金を預金とするのである。

これらの外貨所有者が、外國爲替を取扱ふ所の普通銀行にそれを賣却して、その手取金をそのままに預金するときは、その銀行の手許資金には何等の増減を惹き起すことゝはならない。併しながら、彼がこれを横濱正金銀行に賣却し、その手取金を普通銀行に預金するときは、その普通銀行の手許資金はそれだけ増加することゝなる。

尤も、横濱正金銀行に於て、この外貨の買入に充つる資金は、主として、二つの方法によつて調達せられる。その一つは、市中コールを吸収して、その買入資金となす場合である。この場合に於ては、普通銀行全體としては、外貨賣却者より、その手取金の預け入れを受けることによつ

て、一方に於て、手許資金の増加を見る譯であるけれども、他方に於ては、普通銀行の手許資金が、コールとして吸収せられることにより、結局に於て、手許資金に増減はなく、金融は全般に於て、緩漫ともならず、逼迫ともならない。

横濱正金銀行が外貨買入に充つる資金を調達するもう一つの方法は、日本銀行より外國爲替貸付金を借入ることである。この方法によりて調達せられたる資金によりて、支拂を受けたる外貨の賣却者が、その資金を、——横濱正金銀行の小切手を以て表はされたるそれを、——自分の取引銀行に預け入るときは、その普通銀行の手許資金は、それだけ積極的に増加することとなる。且つ普通銀行全般として見ても、手許資金を増加することとなる。従つて、それだけ金融を緩漫ならしめる。

ひとしく、日本銀行の貸出に基く資金であつても、普通銀行が借受くるものなる場合には、それは、取引先の預金の引出若しくは貸出の請求に應すべく、既に手許資金が不十分となる場合であり、且つその日本銀行よりの借入金は、直ちに取引先に支拂はるゝものであるから、——または、取引先に支拂はれたるものゝ補充であるから——、これは、單に逼迫せんとする金融を逼迫せしめざるに過ぎないもので、外國爲替貸付金の借入による資金の預け入れの場合の如く、金融を緩漫ならしむるものではない。外國爲替貸付金と普通銀行への貸付金とは、共に、日本銀行の貸付金ではあるけれども、金融界に及ぼす影響には、かくの如き大なる相違があるのである。

五 政府支拂資金の預金化

政府の支拂は、總て、日本銀行に於ける政府當座預金を資金として、それに對する小切手を以て行はれる。この小切手を、その受取人が取引銀行に預金する場合には、その銀行の日本銀行に於ける預け金は増加するから、それだけその手許資金は豊富となる。併しながら、この場合に於ては、日本銀行に於ける政府預金が謂はゆる一般預金に振替へらるゝに過ぎないのであるから、政府資金と民間資金とを合併して考察すれば、資金全般としては何等の増減はない。

併し、政府資金は、金融市場に於て、特別の場合を除き、貸借に用ゐらるゝものでないから、いま、それを民間の金融界と分離して觀察することゝなし、國庫を以て、格別の存在と看做すときは、前述の如く、政府振出の日本銀行宛小切手の受領者が、それを取引銀行に預け入ることによつて、その銀行の手許資金は積極的に増加し、金融は實質的に緩漫となるものである。

政府資金は、俸給、勞賃、手當、賞與などとして支拂はるゝと、買入物品の代金として支拂はるゝと、また、請負事業に對する支拂金として支拂はるゝとを問はず、更に公債の償還、利子の支拂、郵便貯金、年金、簡易保険金の支拂として行はるゝとに拘はらず、一切、民間資金を豊富ならしめるものであり、それらの資金の銀行への預け入れは金融を實質的に緩漫ならしめるものであり、その點に於ては、いづれも異なる所はないのである。

六 實質的逼迫の事情

以上は、金融を實質的に緩漫ならしむる事情について述べたのである。これを實質的に逼迫せしむる所の事情は、それと正に反對の關係にあるものである。すなはち、銀行より、預金の引出として、若しくは、貸出の許容として受入れたる資金を以て、金の輸出の自由なる場合には、金貨兌換を求め、それを海外支拂に充つるとき、若しくは、金輸出の自由なる場合と然らざる場合とを問はず、かゝる資金を以て、外國への送金爲替を買入るとき、並びに政府に對し租税を納付し、公債に應募し、その他の支拂をなし、または、貯金、年金、保險金などの拂込をなすときには、普通銀行の手許資金は、積極的に減少することとなり、金融は逼迫するに至る。

金輸出の自由なる場合には、金貨兌換を求めずとも、右の如き銀行より受け入れたる資金を以て、民間産金業者より金を買入れ、それを以て海外支拂に充てることも出来る。そして、それも對外支拂の決済といふ效果に於ては、全く同一である。併しながら、金融上の影響に於ては、金貨兌換の場合と全く異なるものがある。何となれば、民間産金業者より金を買入れる場合にありては、その代金は、産金業者によつて、再び銀行に預け入れられ、または、その借入金金の返済に充てられることとなるから、金融を逼迫せしむることとはならないからである。

外國への送金爲替を買入るゝ場合にあつても、外國爲替業務を取扱ふ所の普通銀行より、それ

を、買入るゝ場合にあつては、預金の引出若しくは貸出の許容として、銀行より出でたる資金は、爲替代金として右から左に銀行に戻り來ることなるのであるから、金融を逼迫せしむることゝはならない。

外國送金爲替の買入れが、金融を逼迫せしむることゝなるは、その買手が普通銀行より受け入れたる資金を以て、横濱正金銀行より、これを買入れたる場合である。併しこの場合にあつても、正金銀行が、豫て市中コール資金を借入れて手持せる外貨を以て、その送金爲替を作成したのであり、且つその賣却代金を以てコールの返済に充つるならば、爲替買入のためには、普通銀行の手許資金は減少するけれども、それは、そのまゝコールの返済となつて戻り來るがために、普通銀行全般としては、結局、手許資金に増減なく、金融を逼迫せしむることゝはならないのである。

併しながら、横濱正金銀行が、豫て日本銀行より外國爲替資金の貸付を受けて、それを以て手持せる所の外貨を、賣渡したる場合にあつては、買手が普通銀行より預金の引出し若しくは貸付の許容を求めて、受入れたる資金は、正金銀行に支拂はれると共に、それは、同行によつて外國爲替貸付金の返済として日本銀行に支拂はれる。従つて、普通銀行より出で行つた資金は、出て行つたきりであつて、戻つて來ない。その結果、普通銀行全般として、手許資金は減少し、金融は逼迫を來すのである。

政府に對する支拂が金融を逼迫せしむることゝなる事情は、更めて説明するまでもない。併し、

今日の我が金融状態に於ては、政府よりの支拂が、金融を緩漫ならしむる最大の原因であると共に、政府に對する支拂が、これを逼迫せしむる所の最大の原因となつて居る。對外收支のための資金の需要供給も、金融の緩漫逼迫に對して、著しき影響を及ぼすものである。たゞ、金輸出禁止の今日に於ては、金の海外移動による所の影響は殆んどこれなき所と見なければならぬ。

第二 表見的なる緩漫と逼迫

一 預け入れられたる資金に基かざる貸出

金融の表見的なる緩漫逼迫とは、前に述べたるが如く、預金の引出があり、若しくは貸出の許容があるに拘はらず、普通銀行の手許資金が減少せずして餘剰の状態のままにあり、また、預金の預け入れ、若しくは、貸出の回收があるに拘はらず、手許資金が増加せずして、窮窟の状態を繼續することである。かゝる關係は、銀行が、預け入れを受けたる資金に基かずしてなす所の貸出が、多數銀行の相互關聯的狀態の下に於て、相互的に増昂し、若しくは減少することによつて生ずる所である。そして、かゝる關聯状態に於ては、一つの銀行の資金の供給が、他の銀行の資金の供給によつて惹き起さるゝこととなり、一つの銀行の資金の需要が、他の銀行の資金の需要によつて惹き起さるゝこととなるのである。

銀行の貸出には、預金として預け入れを受けたる資金を基とする所の貸出と、これを基とせざ

る貸出とがある。

預金として預け入れを受けたる資金を基とする所の貸出は、多數の預金者より預け入れを受けたる資金は、平常時に於ては、一時にその全額が引出さるゝものではないとの原則に基きて、一定の支拂準備金を残して、行はるゝものである。すなはち、多數の預金者より預け入れられたる總額壹百萬圓の預金は、必ずしも、一時にその全額たる壹百萬圓が引出さるゝことなく、また、縦ひその一部分が引出されても、また同時に、預け入れられるものもあるから、平常時に於ては、僅かに、例へば、拾萬圓を引出に應ずる準備金として残せば、九拾萬圓は貸出に向け得るものである。

然るに、かくの如く、預金として預け入れられたる資金の貸出は、前號に述べたる所の、資金の需要供給の金融の緩漫逼迫に於ける中立性のものであるか、然らざれば、前段に述べたる所の金融の實質的逼迫を齎らすものである。従つて、再び、こゝにはこれに觸れることを避けなければならぬ。こゝに問題とする所は、かくの如き貸出ではなくして、預金として預け入れられたる資金に基かざる貸出に關するものである。

銀行は、預金として預け入れられたる資金に基かすして、如何にして、資金の貸出をなすことが可能であるか？ それは、今日、資金なるものは、必ずしも現金の形を以て支拂受授せられるものとは限らず、むしろ、多くの場合に於ては、手形小切手の形に於て、支拂受授せられるもの

であるといふことゝ、また、今日、資金の支拂を受けたるものは、これを久しく自己の手許にそのまゝ置くことなく、いな、むしろ直ちに、銀行に預金するものであるといふことに主として基くのである。

すなはち、今日に於ては資金の支拂は、少額のものも現金を以て決濟せられるけれども、少し金額の嵩張るものは、むしろ、手形小切手を以て支拂に充てられる。従つて、銀行は、手許に多額の現金を保有せずとも、單に、資金利用の承諾を與へることにより、貸出をなすことを得るのであつて、その貸出を受けたるもの、すなはち、資金利用の承諾を受けたるものは、その承諾に基き、これを、一應、預金の形となし、または預金の形をとらずして當座貸越として、銀行に對し、手形小切手を振出すことにより、一定額の資金の支拂をなすことを得るのである。そして、今日、一般に、受領したる資金は、銀行に預け入れられるものであるから、かくの如くにして、銀行資金の借受人より、手形小切手によりて支拂を受けたるものは、また、直ちにこれを銀行に預け入れる。然る場合に於て、その預け入れられる銀行が、前に資金利用の承諾をなせる銀行そのものであるならば、その銀行は、預金として預け入れを受けたる資金に基かざる貸出をなし得たる譯である。

この場合に於て、その銀行は、最初に、資金利用の承諾をなすに當り、もとより、手許資金の餘剰なくして、これをなしたのではない。一旦、資金利用の承諾をなす限り、それは、現金にて

引出さるゝことも、また手形交換所を経て、他の銀行より支拂請求を受けることも、考慮に入れて置かねばならぬ。従つて、手許資金の餘剰なくして、資金利用の承諾をなすが如き危険なことは、銀行としてなし得る所でないことは明かである。然るに、かくて與へたる資金利用の承諾は、すなはち貸出は、借受人によつて、その資金が支拂はれるに當り、手形若しくは小切手が用ゐられたるがため、受取人によつて、そのまゝ預金として預け入れられて還つて來たのである。

この受取人によつて、前の貸出資金が、そのまゝに銀行に預金として歸還するといふことが重要な點である。この歸還の結果として、銀行が貸出を行ひたるに拘はらず、最初の手許資金の餘剰は、依然として減少せず、餘剰のまゝに繼續することゝなつたのである。その意味に於て、かゝる預け入れは、すなはち、資金の供給は、積極的に金融を緩漫ならしむることゝはならないけれども、銀行手許資金の餘剰を、餘剰のまゝに殘留せしめ、金融を緩漫の状態のまゝにあらしむるのであるから、かゝる資金の供給は、相對的關係に於て、金融を緩漫ならしむるものであると言ふことが出来る。またそれゆゑに、かゝる資金の供給は、金融を實質的に緩漫ならしむるものではないけれども、表見的にこれを緩漫ならしむるものと見做し得るのである。

二 貸出資金の銀行相互間に於ける關聯的相殺

右に述べたる所は、預け入れられたる資金に基かずして、銀行のなしたる貸出資金が、同じ銀

行へ預金として供給せられたる場合である。然るに、今日、多數の銀行が竝立して營業せる組織に於ては、かゝる事柄は、それら多數の銀行の間に、相互關聯的に起り得るのである。

例へば、甲銀行が、その取引先のAに對し、a圓の貸付を行ひたる場合に、Aがこれを小切手を以て乙銀行の預金者たるBに支拂ひたりとせば、Aのこの小切手は乙銀行を経て、甲銀行に呈示せられ、甲銀行は乙銀行にb圓の支拂をなさねばならぬこととなる。然るに、若し、偶々、乙銀行も亦、Cなる取引先にc圓の貸付をなして居り、Cがまたそれを小切手を以てDに支拂ひたるに、Dは甲銀行の預金者にして、これを直ちに預金したとすれば、甲銀行は乙銀行にb圓の支拂をなさねばならぬと共に、同時に、乙銀行も亦、甲銀行にc圓の支拂をなさねばならぬ關係にある。この場合に於て、若しもa圓とc圓とが同額であるとすれば、甲乙兩銀行の間に於ては、相殺による所の決済が可能となる。

かゝる場合に於ても、前の場合と同様に、甲乙兩銀行ともに、そのA及びCに對する貸出をなすには、いづれも手許資金にそれだけの餘剩ありたるに由るは言ふまでもない。然るに、この貸付は、結果に於て、この手許資金の餘剩を減少することなくして行はれることとなつたのである。従つて、兩銀行共に、金融緩漫の状態にあることに變りはない。そして、それは、いづれも、B及びDよりの預け入れによる資金の供給があつたことに職由する。この供給あるがゆゑに、減少すべき筈であつた手許資金が減少することなくして濟み、餘剩の状態に於て繼續することとなる。

つたのである。

従つて、甲銀行に於て、その手許資金の餘剰を更に貸出すことが可能であると共に、乙銀行に於ても、同様に、その手許資金の餘剰を貸出すことが可能である。そして、甲銀行のこの貸出可能は、乙銀行のCに對する貸出によつて惹き起されたるものであり、乙銀行のこの貸出可能は、甲銀行のAに對する貸出によつて惹き起されたるものである。すなはち、兩銀行ともに、他行に於ける資金の供給（銀行より世間への供給）によつて、自行の供給（銀行より世間への供給）が可能ならしめられる關聯的狀態にあるのである。

かくて、かゝる關聯的貸出が、繼起的に存續するとせば、その存續する限りは、兩銀行共に、引續き手許資金に餘剰をもつこととなる。すなはち、金融緩漫の狀態が存續する。

右は、單に二つの銀行の關係についてののみ説明したのであるが、今日、多數の銀行は、全體として、略ぼ、これと同じ狀態に於て關聯して居る。すなはち、手形交換所に加入せる各銀行は、手形交換といふ機構により、他行より支拂を求めらるゝ所の自行宛手形小切手は、それを相殺することとなる所の、同時に、その手形交換所を経て、他行より取立つべき手形小切手より成る自行への預金が存在することによつて、決済せられるのであるから、その相殺的決済の範圍内に於ては、減少する筈であつた所の手許資金が、若しくは、手許資金の餘剰が、減少せずに濟むこととなる。手許資金が減少しなければ、金融の逼迫となることなく、手許資金の餘剰が減少しなけ

れば、金融の緩漫を繼續することとなるのである。併し、これは、積極的に資金の増加することによつて、緩漫となつたのではなく、減少すべき筈のものが減少せずに濟んだといふ譯のものであるから、その緩漫といふことは表見的のものである。

我が國の手形交換に於て、概略なる比率を述べれば、交換の金額一〇〇に對して、相殺せらるゝものは、その大部分の八〇を占め、その範圍内に於ては、資金は需要供給の關係に於て動くけれども、銀行の手許資金に積極的に増減を惹き起すことなきものであり、残りの僅に二〇が交換尻となつて、當該銀行の手許資金に増減を惹き起さしむるのである。

尤も手形交換所を經由する所の手形小切手は、必ずしも、銀行より貸出を受けたる關係に於て振出されたるものとは限らない。預金の引出として振出されたるものも勿論存在するのである。預金の引出に係るものは、金融の逼迫緩漫に於て、この相殺決濟の中にありて、前號に述べたる中立性のものとなり、こゝに述ぶる表見的緩漫の様相を呈せしむるものは、貸出によりて振出されたるもの、而も、右に述ぶるが如く、預け入れられたる資金に基かざる貸出によりて振出されたる手形小切手を以てするものに限るのである。

三 多數銀行に於ける預金及び貸出の梯狀的増減

一つの銀行が、その手許資金に餘剩をもつがゆゑに、これを貸出に充てたるに、他の銀行が、

同時に貸出をなしたるがために、その手許資金の餘剰が餘剰のまゝに残ることとなるは、右に述べたるが如くである。その結果として、その銀行は、この手許資金の餘剰を、更に貸出に充てる事が出来る。この場合に於ては、この貸出は、他の銀行の貸出によりて關聯的に可能となりたるものである。そして、このことは、一方の銀行のみが然る立場に立つのではなく、かゝる關聯状態にある各銀行が、同様に、然る立場に立つのである。それゆゑに、各銀行が、期せずして、同時に、同じ程度に於て貸出を擴張するときには、それらの各銀行は、その手許資金の餘剰を減少することゝはならず、貸出可能の状態のまゝに存続することとなる。この場合に於て、各銀行が、また、その貸出に於て同じ歩調をとるとせば、その結果はまた同様である。従つて、世間の景氣が上昇傾向をたどり、一般に銀行に對して、貸出の請求が漸増する場合に於ては、銀行の貸出資金たる手許資金の餘剰は、むしろ減少することなく、常に貸出餘剰をもつこととなる。それゆゑに、一般に銀行に對して貸出の請求が繼續することは、金融を逼迫せしむることなく、むしろ、表見的に緩漫の状態を存続せしむることとなるのである。

そして、かくの如き場合に於ては、銀行一般として、貸出高の増加と共に、預金高も増加することとなる。併しながら、手許資金は、これがため何等増加することなく、元のまゝに存続するのである。

上述の如き、表見的なる金融の緩漫は、一つの銀行の貸出が他の銀行の貸出を可能ならしむる

關係によつて起る。それゆゑに、かくの如き状態の下に於て、これらの銀行の一つが、何等かの事情により、貸出を停止するとせば、その貸出がもしあつたならば、それに基く支拂によつて相殺せらるゝ關係にあつた筈の他の或銀行の貸出に基く支拂は、相殺せらるゝことなく、その支拂を實行するの外なきことゝなり、その手許資金の餘剰を消滅せしめ、若しくは手許資金を減少せしむることゝなる。かくの如き次第であるから、或銀行の貸出の停止は、右の關聯關係にある各銀行の、相關的貸出の停止を惹き起すことゝなるのである。

更にかくの如き場合に於て、或る銀行が貸出を停止するばかりではなく、一步進めて、期限の満了したる貸出について、回収することゝなるならば、他の銀行も亦、順次、その貸出を回収するの止むなきに至るものである。甲銀行の取引先たるAが、その借入金を期限に至つて銀行に返済するとせば、その返済資金は、彼が取引關係によりてBより支拂を受けたるものを以てするの外はない。その資金は、Bが乙銀行の取引先であるとせば、彼はその預金を引出し若しくは貸出を受けたる資金を以てAに支拂つたものである。従つて、甲銀行の貸出の回収、すなはちその減少は、乙銀行の預金の減少か、然らば貸出の増加によつて、生ずるの關係にある。それは、乙銀行にとりては、手許資金の減少となるものであり、乙銀行がそれを補充するには、この銀行も亦、満期到來せる貸出の回収を行ふの外なきことゝなる。

かくて、前述の如き、相互關聯の關係に於て増加したる各銀行の預金と貸出とは、この情勢の下に、順次、漸減するの傾向をとらざるを得ない。かくの如きことは、景氣の下降の場合に生ず

る事柄である。そして、かくの如き貸出の回収は、銀行の手許資金の不足を補ふために行はれるものであるが、一つの銀行のかくの如き手許資金の補充は、他の銀行の手許資金を不足せしめ、その補充は、第三の銀行の手許資金を不足せしむることとなり、相互關聯的に手許資金の不足を生ぜしむる關係にある。従つて、かゝる場合に於ける貸出の回収は、金融の逼迫を救ふこととはならずして、むしろ、これを逼迫のまゝの状態に於て繼續せしむることとなる。すなはち、前の貸出の擴張が相互關聯的に行はれたる場合と、全く逆の進路をとるのである。

但し、この場合に於ては、貸出の回収が積極的に金融を逼迫せしむるのではなく、たゞ逼迫の状態にある金融を、逼迫のまゝに繼續せしむるのである。その意味に於て、かゝる貸出の回収は、金融を相對的に逼迫せしむるものと言ふことが出来る。

金融の實質的なる緩漫逼迫は、資金の積極的なる増加若しくは減少によつて起るものであり、その表見的なる緩漫逼迫は、資金の積極的なる増加減少なくして、單に資金の移動機構に於ける關聯的關係に於て、然る様相を呈するに過ぎないものである。

*

*

*

*

金融が積極的に緩漫となり、または逼迫するのは、資金の實質的増減に基く所のその供給と需要とによるのである。かの中立性をもつ所の資金の供給需要が、これに影響のないのは言ふまでもなく、相互關聯的なる貸出の増加または減少による所の資金の供給需要にありては、預金及び貸出の増加若しくは減少の度合は甚だ高まるけれども、金融の緩漫逼迫は、その感じのみ強くし

て、實際には、銀行手許資金の餘剰または不足を、そのまゝに繼續せしむるに過ぎずして、積極的に、これを増減せしむることゝはならない。

今日、資金の銀行に出入する有様を見るに、預金としての預け入れと貸出に對する返済とは、資金の供給たるものであり、預金の引出と貸出の許容とは、資金の需要たるものである。そしてこの預金と貸出との出入は、日々巨大の金額に上る。併しながら、それらの供給も需要も、その或るものは、金融の緩漫逼迫に對して中立性であつて、それに全く關係なきものがあり、また或るものは、表見的にのみこれに關係あるに過ぎないものがある。たゞこれらの供給と需要との中に於て、直接且つ積極的に、金融を緩漫ならしめ、または、これを逼迫せしむるものは、前に述べたる資金の實質的増減に基く所の、積極的なる供給若しくは需要だけである。

本論に述べたる所は、銀行以外の世間には、常に一定量の現金通貨が流通して居るものと假定しての立論である。然るに、銀行以外に流通する現金通貨の量は、小賣取引の隆替に隨伴するものであるから、いま小賣取引が隆盛に赴きたるために、現金を以てする預金の引出若しくは貸出の増加により、現金通貨の流通量が増加すれば、金融は逼迫となり、これに反し、小賣取引の衰退に基き、現金を以てする預金の預入れ若しくは貸出の返済が増加すれば、現金通貨の流通量を減少すると共に金融は緩慢となるのであるが、かくの如きは更めて説くまでもない所であらう。